

京都府 いきいき条例に基づく特定相談等の概要(平成28年度)

	相談概要	障害種別	相談者
1	雇用先で配置換えをされたが、前の仕事に戻りたい。	知的 発達	本人
	対応等	相手方・連携先等	
	就業関係の相談に継続的に対応するため、就業相談窓口やジョブコーチについて案内を行った。	○雇用先企業	

	相談概要	障害種別	相談者
2	障害者生活・就業支援センターの職員が、障害者をもの扱いしているとも取れる発言をしたので、指導等をしてほしい。	精神	本人
	対応等	相手方・連携先等	
	もともと職場での虐待案件として、障害者障害者生活・就業センターで相談を受けていた中でセンター職員の発言に対する苦情。センターと本人で話し合いを行うこととした。	○障害者生活・就業支援センター等	

	相談概要	障害種別	相談者
3	就労継続支援事業(A型)において、各従業員(利用者)の契約業務量差に差がある場合、不利益取扱にあたるのか相談したい。(事業所の受注量の関係から、全ての従業員の契約業務量を統一することは難しい。新規の方には、その時の事業所全体の受注量を勘案した業務量で契約している等)。	事業所からの 相談	
	対応等	相手方・連携先等	
	京都労働局及びハローワークと協議し、相談内容が不利益取扱に該当しないことを確認。相談者に回答するとともに、雇用契約に関する不利益取扱や合理的配慮については、ハローワーク等で企業指導等を行っていることも情報提供を行った。		

	相談概要	障害種別	相談者
4	盲導犬を連れて飲食店へ入ろうとしたところ、犬の同伴を断われた。盲導犬であることを申し添えたが固く断れた。	視覚	本人
	対応等	相手方・連携先等	
	店舗に相談員が訪問し、補助犬法や障害者差別解消法及び府条例に関して説明を行い、法令の趣旨の趣旨説明や指導を行った。店舗から今後は適切に対応するとの約束を得て、終結とした。	○飲食店	

	相談概要	障害種別	相談者
5	電動車椅子で、観光用交通機関に乗る際、ヘルパーだけでは、重いので手伝って欲しい言ったところ、断られた。	肢体不自由	本人
	対応等	相手方・連携先等	
	事業者合理的配慮の説明をし、可能な対応案を考えていただくことを指導。相談者と事業者で必要な配慮や対応案の相談をしていただけるよう調整を行った。	○公共交通事業者	

	相談概要	障害種別	相談者
6	区役所で生活保護の相談を行った。高額なものを要望した際に「障害者の言うことは、全部聞かなきゃいけないのか？」と言われた。	肢体不自由	本人
	対応等	相手方・連携先等	
	条例では、市町村行政については対象外であること、差別解消法の関連から該当市へ御相談いただきたいとして連絡先を御案内した。	○区役所	